

三次市教育委員会議報告 6

三次市会計年度任用職員（給食調理場）の任用について

三次市学校給食調理場職員（市費支弁のもの）の任用について、三次市教育長に対する事務委任規則（平成16年三次市教育委員会規則第7号）第3条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年3月28日提出

三次市教育長 迫 田 隆 範